亲

福岡県建築都市部建築設計等業務に係る低入札 防止対策試行要領(土木系)

1 趣旨

この要領は、建築都市部発注の建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)に係る低入札防止対策の試行に関して、必要な事項を定める。

2 対象業務等

この要領は、予定価格が250万円を超える建設コンサルタント等業務のうち、契約金額が一定の額(予定価格の75%~80%で設定)を下回った業務を対象とする。

3 対策の内容

- (1) 第三者による成果品の照査
 - ア 受注者の当該業務への照査に加え、それ と同様の内容の第三者による照査を受注者 の負担により実施する。なお、照査を実施 する第三者については、次の要件を満たす 者で発注者が認めた者とする。
 - (ア)「福岡県競争入札参加資格者名簿」に登載されている者で、その業務内容が契約対象業種の内容に相応していること。
 - (イ) 福岡県から、現に「福岡県建設工事に 係る建設業者の指名停止等措置要綱」 (以下「指名停止等措置要綱」という。) に基づく指名停止措置を受けていない こと。
 - (ウ) 受注者と第三者との間に次に掲げる関係がないこと。
 - ① 親会社と子会社の関係
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の 関係
 - ③ 一方の会社の役員が他方の会社の 役員を兼ねている

旧

福岡県建築都市部建築設計等業務に係る低入札 防止対策試行要領(土木系)

1 趣旨

この要領は、建築都市部発注の建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)に係る低入札防止対策の試行に関して、必要な事項を定める。

2 対象業務等

本要領は、予定価格が250万円を超える 建設コンサルタント等業務のうち、契約金額 が一定の額(予定価格の75%~80%で設 定)を下回った業務を対象とする。

3 対策の内容

- (1) 第三者による成果品の照査
- ア 受注者の当該業務への照査に加え、それ と同様の内容の第三者による照査を受注者 の負担により実施する。なお、照査を実施 する第三者については、<mark>以下</mark>の要件を満た す者で発注者が認めた者とする。
 - (ア)「福岡県競争入札参加資格者名簿」に登 載されている者で、その業務内容が契 約対象業種の内容に相応しているこ と。
 - (イ) 福岡県から、現に「福岡県建設工事に 係る建設業者の指名停止等措置要綱」 (以下「指名停止等措置要綱」という。) に基づく指名停止措置を受けていない こと。
 - (ウ) 受注者と第三者との間に次に掲げる関係がないこと。
 - ① 親会社と子会社の関係
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の 関係
 - ③ 一方の会社の役員が他方の会社の 役員を兼ねている

- ④ 一方の会社の役員が他方の会社の 管財人を現に兼ねている
- ⑤ その他県が上記に準じると認める もの
- (エ) 契約対象業務と同種の業務を、福岡県から受注し、完了した実績があること。 (入札年度から起算して5年度以内)
- (オ) 当該受注者を第三者照査者にしていないこと。(入札日から起算して過去1年以内)
- (カ) 次に掲げる技術者を配置できること。 第三者が配置する技術者(以下「第三 者技術者」という。)は、受注者の照査 技術者と同等以上の能力を有する者で あること。
- イ 受注者は、第三者照査に関する申出書等 (様式3-1、様式3-2)を、契約締結 の翌日から起算して15日以内に業務計画 書とともに発注者に提出すること。
- ウ 受注者は、自社及び第三者照査に関する 事項を定めた照査計画を発注者と協議し、 業務計画書に記載すること。
- エ 照査技術者及び第三者技術者は、事業完 了に伴って、照査結果を照査報告書**により**、 それぞれ管理技術者に提出すること。
- オ 受注者は業務が完了したときは、業務報告書とともに、上記の照査報告を含む成果品を県担当者に提出し、検査を受けること。 なお、検査時には照査技術者及び第三者技術者も立ち会うこと。
- (2) 打合せの充実

受注者の管理技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに立ち会うこと。

4 入札に参加しようとする者への周知

低入札防止対策の対象となる業務委託の特 記仕様書には、次の事項を記載し、入札に参 加しようとする者に周知を図る。

(1) 低入札防止対策の対象となる業務委託で

- ④ 一方の会社の役員が他方の会社の 管財人を現に兼ねている
- ⑤ その他県が上記に準じると認める もの
- (エ) 契約対象業務と同種の業務を、福岡県から受注し、完了した実績があること。 (入札年度から起算して5年度以内)
- (オ) 当該受注者を第三者照査者にしていないこと。(入札日から起算して過去1年以内)
- (カ) 次に掲げる技術者を配置できること。 第三者が配置する技術者(以下「第三 者技術者」という。)は、受注者の照査 技術者と同等以上の能力を有する者で あること。
- イ 受注者は、第三者照査に関する申出書等 (様式3-1、様式3-2及び様式3-3)を、契約締結の翌日から起算して15 日以内に業務計画書とともに発注者に提出
- ウ 受注者は、自社及び第三者照査に関する 事項を定めた照査計画を発注者と協議し、 業務計画書に記載すること。
- エ 照査技術者及び第三者技術者は、事業完 了に伴って、照査結果を照査報告書とし、 署名押印のうえ、それぞれ管理技術者に提 出すること。
- オ 受注者は業務が完了したときは、業務報告書とともに、上記の照査報告を含む成果品を県担当者に提出し、検査を受けること。 なお、検査時には照査技術者及び第三者技術者も立ち会うこと。
- (2) 打合せの充実

すること。

受注者の管理技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに立ち会うこと。

4 入札に参加しようとする者への周知

低入札防止対策の対象となる業務委託の特記仕様書には、次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知を図る。

(1) 低入札防止対策の対象となる業務委託で

あること。

(2) 低価格で落札した者との契約には、上記の低入札防止対策が求められること。

5 受注者の責務等

- (1) 受注者は契約締結時に、確約書(様式1) 及び理由書(様式2)を提出すること。
- (2) 受注者が契約締結後に、低入札防止対策 を履行しないとき、及び受注者が提出した 「第三者照査に関する申出書」等提出書類 の記載が虚偽であることが明らかとなった ときは、契約を解除したうえで、「指名停止 等措置要綱」により指名停止措置等必要な 措置を講ずることがある。

6 第三者の責務等

第三者の照査業務が粗雑であると認められるときは、照査を実施した第三者に対し指名停止等必要な措置を講ずることがある。

7 照査を実施する第三者の公表

様式3-1 (写し) を閲覧に供することにより行う。

あること。

(2) 低価格で落札した者との契約には、上記の低入札防止対策が求められること。

5 受注者の責務等

- (1)受注者は契約締結時に、確約書(様式1)及び理由書(様式2)を提出すること。
- (2) 受注者が契約締結後に、低入札防止対策 を履行しないとき、及び受注者が提出した 「第三者照査に関する申出書」等提出書類の 記載が虚偽であることが明らかとなったと きは、契約を解除したうえで、「指名停止等 措置要綱」により指名停止措置等必要な措置 を講ずることがある。

6 第三者の責務等

第三者の照査業務が粗雑であると認められるときは、照査を実施した第三者に対し指名停止等必要な措置を講ずることがある。

7 照査を実施する第三者の公表

様式3-3を閲覧に供することにより行う。

様式1 様式1 様式1 様式1 確約書 確 約 書 平成 年 月 月 日 福岡県知事 殿 (発 注 者) 所 商号又は名称 商号又は名称 代表者資格氏名 代表者資格氏名 1 「第三者照査」を実施する者の選定について 1 「第三者照査」を実施する者の選定について 業務委託 業務委託 については、指定された期日までに「第三者照査」の実施に適切な者を選定し、その については、指定された期日までに「第三者照査」の実施に適切な者を選定し、その 旨を申し出ることを確約します。 旨を申し出ることを確約します。 当社(私)が、この申し出を行わなかった場合又は「第三者照査」の実施に適切な 当社(私)が、この申し出を行わなかった場合又は「第三者照査」の実施に適切な 者を選定しなかった場合は、指名停止、契約解除その他不利益な措置を受けても異存 者を選定しなかった場合は、指名停止、契約解除その他不利益な措置を受けても異存 はありません。 はありません。 2 「第三者照査」の実施について 2 「第三者照査」の実施について 業務委託 業務委託 について契約を締結し、当該契約が効力を生じたときは、次の事項を遵守すること について契約を締結し、当該契約が効力を生じたときは、次の事項を遵守すること を確約します。 を確約します。 (1) 第三者による照査 (1) 第三者による照査 成果品について適切な品質を確保することに万全を期し、福岡県から求められ 成果品について適切な品質を確保することに万全を期し、福岡県から求められ た説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明について、誠実に応じることと た説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明について、誠実に応じることと します。 また、特記仕様書に記載しているとおり、当社(私)の負担において、自社に します。 また、特記仕様書に記載しているとおり、当社(私)の負担において、自社に よる照査と同様に、第三者による照査を受けた報告書を添えて、福岡県に説明し、 よる照査と同様に、第三者による照査を受けた報告書(第三者技術者の押印のあ るもの)を添えて、福岡県に設明し、了解を得ます。 (2)上記の事項を遵守しなかった場合は、指名停止、契約解除その他不利益となる 了解を得ます。 (2) 上記の事項を遵守しなかった場合は、指名停止、契約解除その他不利益となる 措置を受けても異存はありません。 措置を受けても異存はありません。 様式2 様式2 様式2 様式2 理由書 理由書 商号又は名称 商号マは名称 代表者資格氏名 代表者資格氏名 印 業務委託名 業務委託名 入札価格 (税抜) 入札価格 (税抜) 当該価格により入札した理由 当該価格により入札した理由 (注) 入札価格に関する内訳表及び各単価表を添付すること。 (注)入札価格に関する内訳表及び各単価表を添付すること。

なお、内訳表は本県の仕様書を使用し、単価表については任意様式とする。

なお、内訳表は本界の仕様書を使用し、単価表については任意様式とする。

様式3-1 様式3-1 第三者照査に関する申出書 年 月 日 (発注者) 殿 商号又は名称 代表者資格氏名 年 月 日に落札決定のあった 委託 について、第三者照査を下記の者が実施することを申し出ます。 記 有・無 等 第 3 第三者と受注者 ア 親会社子会社の関係 4 親会社を同じくする子会社同士の関係 ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている - ***なの会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている 有・無 エ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている 有・無

様式3-2 (略)

に限る) ⑥ 過去1年間にお

(国,他の地方公 共団体における関 係は含まない)

ける、受注者と第 ア 受注者に第三者として照査させた 三者の照査関係

有·無

様式3-3

削除

様式3-1

様式3-1

第三者照査に関する申出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 商号又は名称 代表者資格氏名

印

委託

平成 年 月 日に落札決定のあった について、第三者照査を下記の者が実施することを申し出ます。

第三者照査を実施する	5者	
① 商号又は名称及	商号又は名称	
U所在地	業者コード	
	所 在 地	
② 福岡県建設工事	ア 資格者名簿の登載 有・無	
競争入札参加資格	イ 業 務 内 容	
者名簿の登載状況	ウ 指名停止の有無 有・無	
等		
③ 第三者と受注者	ア 親会社子会社の関係	有・無
との関係	イ 親会社を同じくする子会社同士の関係	有・無
	ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている	有・無
	エ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている	有・無
④ 第三者の過去の	ア 委 託 業 務 名	
同種業務の受注及	イ履行期間 年月日~年月日	
び履行の実績(過	ウ 発 注 者 名	
去5年以内の業務	エ ウ の 連 絡 先 <u>TEL</u> 等	
に限る)		
⑥ 過去1年間にお		
ける、受注者と第	ア 受注者に第三者として照査させた 有・無	
三者の照査関係		
(国,他の地方公		
共団体における関		
係は含まない)		

様式3-2 (略)

様式3-3

様式3-3

押印不要

委託

第三者照査に関する申出書(公表用)

平成 年 月 日

(発注者) 殿

商号又は名称 代表者資格氏名

平成 年 月 日に落札決定のあった について、第三者照査を下記の者が実施することを申し出ます。 記

 ボー
 ボ 有・無 等
(3) 第三者と受注者
ア 親会社子会社の関係
との関係
・ 税会社を同じくする子会社同士の関係
・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている
エ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ね 有・無 - 方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている 有・無 ① 第三者の過去の ア 委 託 業 務 名 同種業務の受注及 イ 履 行 期 間 年 月 日~ 年 月 日 び履行の実績(過 ウ 発 注 者 名 去5年以内の業務 エ ウ の 連 絡 先 IEL等 去5年以内の業務 に限る) ⑥ 過去1年間にお ける、受注者と第 三者の照査関係 ア 受注者に第三者として照査させた 有・無 (国,他の地方公 共団体における関 係は含まない)